

新規会員お申込み書（個人）

| | | | | |
|----------|-----------------------------------|--------|----------|-------|
| 受付区分 | 店頭 WEB FAX | ■仮番号 | | |
| 登録日 | 平成 年 月 日 | 会員番号 | 9200 | |
| お名前（必須） | フリガナ | | 性別 | 男 ・ 女 |
| | | | | |
| ご住所（必須） | フリガナ | | | |
| | 〒 | | （建物名） | |
| ご住居（必須） | 一人住まい・家族同居・実家・兄弟同居・知人同居・その他（ ） | | | |
| ご連絡先（必須） | 電話番号（自宅） | - | | |
| | 携帯・PHS番号 | - | | |
| | E-mailアドレス | | | |
| 生年月日（必須） | 西暦 年 月 日 | 年齢（必須） | 才 | |
| ご勤務先（必須） | ○雇用形態 正社員・出向・契約社員・派遣・アルバイト・その他（ ） | | | |
| | フリガナ | | | |
| | | | 電話番号（必須） | - - |
| ご住所（必須） | 〒 | | | |
| | （建物名） | | | |
| ご連絡先（※1） | ○ご関係 実家・兄弟・親戚（ ） | | | |
| 氏名 | フリガナ | | 電話番号 | - - |
| | | | | |
| ご住所 | 〒 | | | |
| | （建物名） | | | |

▲ 太枠の中をご記入下さい

| | |
|----|--|
| 備考 | |
|----|--|

（※1）ご連絡先は、勤務先が無い場合にご記入下さい。

「レンタル会員約款」

株式会社マップグループ「マップレンタル」 (平成 22 年 5 月 25 日 改訂)

第 1 条(総則)

- お客様(以下「甲」)と(株)マップグループ「マップレンタル」(以下「乙」)との間の賃貸借契約(以下「レンタル契約」)については、別途書面により合意されない限り、以下条文の規定が適用されます。
- この約款のほか、レンタル契約に関し当社が別途定める細則等も、この約款の一部を構成するものいたします。
- 乙はこの判断により、この約款(前項の細則等も含む。以下同じ。)の変更をすることができるものとし、約款変更後に成立したレンタル契約については、変更後の約款が適用されるものいたします。 甲は予めこれを承諾するものいたします。

第 2 条(入会・会員登録)

甲が本約款に同意し乙が定める手続きで入会申込みをし、乙の審査・登録手続き完了後に会員としての資格を有します。但し、乙の入会審査において甲のお申込み内容の確認をさせていただく場合があり、入会・会員手続き完了後であっても入会をお断りさせていただく場合がございますので予めご了承下さい。 その場合入会・登録料のご返金はいたしますが、お断り内容の説明義務を乙は負いません。

第 3 条(商品の貸し出し)

乙は甲に対し、乙が甲に発行するレンタル明細書に記載するレンタル商品(以下「商品」)を貸し出し、甲はこれを借り受けます。但し、一度に複数台のご利用やご返却前での追加ご利用につきましては、お断りする場合がございますので予めご了承下さい。

第 4 条(レンタル期間)

- レンタル期間はレンタル明細書に記載する期間といたします。
- この約款に基づくレンタル契約は、この約款に定める場合を除き、レンタル期間満了日まで解除し又は終了させることができません。

第 5 条(レンタル料金)

甲は、乙が発行したレンタル契約締結日に有効なレンタル料金表に基づいて算出した、レンタル料、運送諸経費、その他代金などに、消費税を付した金額(以下「レンタル料等」)を乙に対して支払います。

第 6 条(商品の引渡し)

- 乙は甲に対し、商品を甲の指定する日本国内の場所においてレンタル開始日に引渡し、甲は商品をレンタル終了日に返還いたします。
- 甲は乙から商品の引渡しを受けた後、速やかに状態を確認するものとし、商品に瑕疵があった場合は、引渡し後2日以内に乙に通知するものいたします。 かかる通知がなされなかった場合、商品は正常な性能を備えた状態で甲に引渡されたものいたします。

第 7 条(担保責任)

甲は乙に対し、引渡し時に物件が正常な性能を備えていることのみを担保し、甲の使用目的への適合性については一切保証をいたしません。

第 8 条(担保責任の範囲)

- レンタル期間中、甲の責によらない事由により生じた性能の欠陥により商品が正常に作動しない場合は、乙は商品の交換又は修理のために使用が妨げられた期間のレンタル料等を日割計算により減免することがあります。
- 商品の瑕疵については、乙は請求原因の如何にかかわらず、事前に定める以外の責任を一切負いません。
- レンタル契約に関し、乙が甲に対して負担する損害賠償責任その他の責任は、請求原因の如何にかかわらず、当該レンタル契約において甲から乙に支払われたレンタル料の額を上限といたします。

第 9 条(商品の使用、保管)

- 甲は商品を善良な管理者の注意をもって使用中保管し、これらに要する消耗品及び費用を負担いたします。
- 甲は商品をその本来の使用目的以外に使用いたしません。
- 甲は乙の書面による承諾を得ないで商品の譲渡、転貸、質入及び担保への供与をいたしません。また甲は商品を分解、修理、調整、改造、汚染などいたしません。

第 10 条(商品の使用管理義務違反)

- 商品が甲の責による事由に基づき紛失、損傷した場合、又は甲が乙の商品に対する所有権を侵害した場合には、甲は乙に対して紛失した商品の購入代金、損傷した商品の修理代金又は所有権の侵害によって乙が被った一切の損害額を弁済いたします。
- レンタル期間中に甲が商品自体またはその設置、保管、使用等によって第三者に与えた損害については、甲がこれを賠償するものとし、乙は一切の責任を負いません。

第 11 条(レンタル期間の延長)

甲から延長期間を定めて期間延長の申し出があった場合は、乙は当該レンタル契約に適用される料金制度表に基づき、この申し出を承諾し延長する場合がありますが、次のご利用が決まっている場合など延長をお断りする場合がございますので予めご了承下さい。

第 12 条(商品の返却遅延の損害金)

甲が乙に商品の返却をなすべき場合において、その返却を遅延したときは、甲はその期日の翌日から返却の完了日までの遅延損害金を乙に支払います。 この場合、遅延期間1日当りの損害金は、通常設定レンタル金額1日料金の150%といたします。 またカード決済の場合には、返却予定日を過ぎてもご連絡がとれない場合やご返却なされない場合には、遅延料金・商品代金等をいただいておりますカード情報にて決済させていただく場合がありますので予めご了承下さい。

第 13 条(商品の配送)

甲は乙の指定する配送業者が商品を配送することを承諾いたします。 乙の責めに帰すことのできない事由による配送の遅延(天災、事故、渋滞等)については、乙は甲に対して一切の責任を負わないものいたします。

第 14 条(乙の権利の譲渡)

乙は、この契約に基づく乙の権利を金融機関等の第三者に譲渡、若しくは担保に差入れることができます。

第 15 条(情報)

レンタル期間中、又は甲が乙に商品を返却した後であるかに関わらず、また商品の返却の理由の如何を問わず、商品の内部に記録されているいかなる情報についても、甲は乙に対し返還、修復、削除、賠償などの請求を一切いたしません。

第 16 条(退会)

- 以下条項等など、会員として乙が甲を不適格と判断した場合、乙は甲に退会を申し付けることができるものいたします。
- 入会申込み等における虚偽の申請、この規約への違反、商品の不適切な取扱い、その他乙が甲を会員として不適格と判断した場合。
 - 前項の場合、乙は甲に対して入会金・登録料の返還はいたしません。

第 17 条(合意管轄)

本約款から発生する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。 上記 約款を理解し同意いたしますので、下記に署名いたします。

平成 年 月 日

ご署名